

各 地 方 機 関 の 長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	20年 (令和28年3月31日まで)
有 効 期 間	一 種
警 察 庁 丙 運 発 第 4 1 号 令 和 7 年 6 月 1 8 日 警 察 庁 交 通 局 長	

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第56号。以下「改正府令」という。）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第13号。以下「改正規則」という。）が令和7年6月18日に公布され、同年9月1日から施行されることとなった。
今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令及び改正規則が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

- 1 趣旨
- 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定。以下「実施計画」という。）において、「教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、普通第二種免許に係る教習を見直し、同免許の取得に要する期間を短縮するため、第一種免許と重複する科目の縮減等により、同免許の取得に係る教習を効率化する」こととされたことを受け、警察庁において、令和6年9月に「普通第二種免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究有識者検討会」を設置し、実験教習等を実施した。
- その結果を踏まえ、第二種免許に係る教習の科目及び教習の科目ごとの教習時限数等について見直しを行うものである。
- 2 内容
- (1) 改正府令
- 普通第二種免許に係る教習時限数を短縮し、学科教習を19時限から17時限とし、技能教習を21時限から12時限とする。
- (改正前)
- 学科教習：19時限、技能教習：21時限（計40時限）
- (改正後)
- 学科教習：17時限、技能教習：12時限（29時限）
- なお、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習時限数については、上記と合わせ学科教習を19時限から17時限とし、技能教習については、改正規則により削除される「経路の設定」に要する1時限を減じる。（改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「新府令」という。）別表第四）

また、仮免許試験が免除される、大型免許又は中型免許の失効後6か月を超え1年以内の者が、当該仮免許を取得し、指定自動車教習所に入所した場合、仮免許取得前に行われる基本操作及び基本走行、学科(一)の教習の免除を受けることができることとする。(新府令第33条第2項)

(2) 改正規則

配車アプリ等の普及を踏まえ、第二種免許に係る教習から、「経路の設定」に係る教習を削除する。(改正規則による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第10号。以下「新規則」という。))第1条第1項、第2項及び第4項)

また、基本走行で行うこととされている鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車の教習を、応用走行においても教習所内で行うことができることとする。(新規則第3条第8項)

3 留意事項

本改正の施行日(令和7年9月1日)以後に、指定自動車教習所において教習を受けることとなる者については、新府令及び新規則に基づく教習を受けることとなることに留意すること。

また、改正府令及び改正規則の案に対する意見公募手続きで、運転免許試験場での第二種免許の学科試験の開催頻度を増加してほしい旨の意見がみられたことから、第二種免許を受けようとする者が適切に学科試験を受験することができるよう需要を踏まえ学科試験の開催頻度を設定すること。

改正府令による改正後の指定自動車教習所における教習方法等の詳細については、別途発出される「指定自動車教習所の教習の標準について(通達)」(令和7年6月18日付け警察庁丙運発第209号)を参照すること。

4 参考

本改正と同様に実施計画を踏まえて令和6年6月19日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第59号。同年6月28日に施行された。)により、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限が4時限とされたことと併せ、普通第二種免許に係る教習は最短で3日で修了することができることとなった。

(参考資料)

改正府令及び改正規則の官報の写し

○内閣府令第五十六号
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
（教習の時間及び方法） 第三十三条 「略」 2 現に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習（現に中型仮免許を受けている者に対する大型免許に係る教習、現に準中型仮免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る教習及び現に普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習を除く。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科（一）を行わないことができる。 3 現に準中型免許に係る教習（以下この項において「準中型教習」という。）を受けている者が当該準中型教習に代えて普通免許に係る教習（以下この項において「普通教習」という。）を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合においては、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 〔4 5 6 略〕		
改	正	前
（教習の時間及び方法） 第三十三条 「同上」 2 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習（次項において「準中型教習」という。）又は普通免許に係る教習（次項において「普通教習」という。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科（一）を行わないことができる。 3 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 〔4 5 6 同上〕		

普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	準中型免許	11	<u>12</u>	<u>23</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	<u>15</u>	<u>27</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	16	<u>15</u>	<u>31</u>
	普通免許	12	<u>15</u>	<u>27</u>
	ＡＴ普通免許	16	<u>15</u>	<u>31</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	<u>25</u>	<u>47</u>
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	<u>25</u>	<u>55</u>
	普通第二種免許	7	<u>3</u>	<u>10</u>
	ＡＴ普通第二種免許	11	<u>3</u>	<u>14</u>
	大型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>3</u>	<u>13</u>	<u>16</u>
	準中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>3</u>	<u>13</u>	<u>16</u>
ＡＴ普通第二種免許	普通免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	ＡＴ普通免許	<u>3</u>	<u>13</u>	<u>16</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>29</u>	<u>46</u>
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>33</u>	<u>54</u>
	大型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	準中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	普通免許	3	9	12
	ＡＴ普通免許	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>12</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>25</u>	<u>42</u>

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
[略]				
大型第二種免許	大型免許	8	9	17
	マイクロバス限定大型免許	10	13	23
	中型免許	10	13	23
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	16	28
	A T 中型車（８ｔ）限定中型免許	18	16	32
	準中型免許	13	16	29
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	18	33
	A T 準中型車（５ｔ）限定準中型免許	19	18	37
	普通免許	15	18	33
	A T 普通免許	19	18	37
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	28	51
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	28	59
	中型第二種免許	5	8	13
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	11	19
	A T 中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	11	23
	準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	13	25
	A T 準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	18	13	29
	普通第二種免許	15	13	28
	A T 普通第二種免許	19	13	32
中型第二種免許	大型免許	8	9	17
	中型免許	8	9	17
	中型車（８ｔ）限定中型免許	10	12	22
	A T 中型車（８ｔ）限定中型免許	14	12	26

普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	準中型免許	11	<u>13</u>	<u>24</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	<u>16</u>	<u>28</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	16	<u>16</u>	<u>32</u>
	普通免許	12	<u>16</u>	<u>28</u>
	ＡＴ普通免許	16	<u>16</u>	<u>32</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	<u>26</u>	<u>48</u>
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	<u>26</u>	<u>56</u>
	普通第二種免許	7	<u>4</u>	<u>11</u>
	ＡＴ普通第二種免許	11	<u>4</u>	<u>15</u>
	大型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>8</u>	<u>14</u>	<u>22</u>
	準中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>8</u>	<u>14</u>	<u>22</u>
ＡＴ普通第二種免許	普通免許	<u>8</u>	<u>13</u>	<u>21</u>
	ＡＴ普通免許	<u>8</u>	<u>17</u>	<u>25</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>30</u>	<u>47</u>
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	<u>34</u>	<u>55</u>
	大型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	準中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>18</u>
	普通免許	<u>8</u>	<u>13</u>	<u>21</u>
	ＡＴ普通免許	<u>8</u>	<u>13</u>	<u>21</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	<u>26</u>	<u>43</u>

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
[同上]				
大型第二種免許	大型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	マイクロバス限定大型免許	10	<u>14</u>	<u>24</u>
	中型免許	10	<u>14</u>	<u>24</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	<u>17</u>	<u>29</u>
	A T 中型車（８ｔ）限定中型免許	16	<u>17</u>	<u>33</u>
	準中型免許	13	<u>17</u>	<u>30</u>
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	<u>19</u>	<u>34</u>
	A T 準中型車（５ｔ）限定準中型免許	19	<u>19</u>	<u>38</u>
	普通免許	15	<u>19</u>	<u>34</u>
	A T 普通免許	19	<u>19</u>	<u>38</u>
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	<u>29</u>	<u>52</u>
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	<u>29</u>	<u>60</u>
	中型第二種免許	5	<u>9</u>	<u>14</u>
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	<u>12</u>	<u>20</u>
	A T 中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	<u>12</u>	<u>24</u>
	準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	<u>14</u>	<u>26</u>
	A T 準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	<u>14</u>	<u>30</u>
	普通第二種免許	15	<u>14</u>	<u>29</u>
	A T 普通第二種免許	19	<u>14</u>	<u>33</u>
中型第二種免許	大型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型免許	8	<u>10</u>	<u>18</u>
	中型車（８ｔ）限定中型免許	10	<u>13</u>	<u>23</u>
	A T 中型車（８ｔ）限定中型免許	14	<u>13</u>	<u>27</u>

附
則

備考 表中の「」の記載は注記である。

	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許	21	29	50
備考	[1～13 略]			
14	教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、A T中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びA T準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。			

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科(一)	学科(二)	計
[略]				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>17</u>
	[略]			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>17</u>
	[略]			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>17</u>
	[略]			
備考	[略]			

	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51
--	-------------------------------	----	----	----

備考 [1～13 同上]

14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（バイクパス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許〔準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。〕を受けている者、AT中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科(一)	学科(二)	計
[同上]				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>7</u>	<u>12</u>	<u>19</u>
許	[同上]			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>7</u>	<u>12</u>	<u>19</u>
許	[同上]			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	<u>7</u>	<u>12</u>	<u>19</u>
許	[同上]			
備考 [同上]				

第一条 この法律は、

二条 この府令は、令和七年九月一日から施行する。

(道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)

(道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

一条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條の表改正前欄の道路交通法施行規則表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「24」を「23」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に改め、同表の中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「27」を「26」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「32」を「31」に、「48」を「47」に、「56」を「55」に、「11」を「10」に、「15」を「14」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表の備考14中「5時限」を「4時限」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「24」を「23」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「14」を「13」に、「18」を「17」に、「20」を「19」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「27」を「26」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「32」を「31」に、「48」を「47」に、「56」を「55」に、「11」を「10」に、「15」を「14」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表の備考14の第二号中「5時限」を「4時限」に改める。

第三条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の計の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の計の欄中「10」を「9」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に改め、同表のＡＴ中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改める。

第四条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「29」を「28」に、「32」を「31」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「18」を「17」に、「21」を「20」に、「19」を「18」に、「23」を「22」に、「33」を「32」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「38」を「37」に、「53」を「52」に、「61」を「60」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表の備考14の第三号中「5時限」を「4時限」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「18」を「17」に、「21」を「20」に、「19」を「18」に、「23」を「22」に、「33」を「32」に、「9」を「8」に、「13」を「12」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「33」を「32」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「38」を「37」に、「53」を「52」に、「61」を「60」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に、「26」を「25」に改め、同表の備考14の第三号中「5時限」を「4時限」に改める。

○国家公安委員会規則第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ、ホ、ヌからヲまで及びレ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）、第三十三号第五項第一号ニ（同令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三十三号第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部改正

第一条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（教習の科目の基準の細目） 第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 「一」十 略 十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項 十二 普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第九号までに掲げる事項 十三 AT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第九号までに掲げる事項		（教習の科目の基準の細目） 第一条 「同上」 「一」十 同上 十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項 十二 普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 十三 AT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第十号までに掲げる事項	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）に掲げる事項

四 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

五 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

六 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）

七 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

八 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く）、第五号及び第九号に掲げる事項

九 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く）、第五号及び第九号に掲げる事項

十 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者に対する普通第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第二号（交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに坂道における走行を除く。）及び第三号に掲げる事項

4 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

〔一七七 略〕

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五号）別表第五及び第六において「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下単に「旅客自動車」という。）の安全な運転（第十号において「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

四 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

五 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習 別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

六 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く）、第三号、第四号（転回を除く）、第六号及び第十号に掲げる事項

七 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く）、第三号、第四号（転回を除く）、第六号及び第十号に掲げる事項

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五号）以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

4 3 〔同上〕
〔同上〕

〔一七七 同上〕

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五号）以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

九 [略]

十 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六二号から第四号までに掲げる事項及び旅客自動車の高速運転に必要な知識

（教習時間の基準の細目）

第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

「一〇十二 略」

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

「十四・十五 略」

（教習方法の基準の細目）

第三条 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 [略]

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第七号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習

2 府令第三十三条第五項第一号二（府令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「一〇五 略」

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第九号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第六号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

3 府令第三十三条第五項第一号ホ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「一〇五 略」

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

九 [同上]

十 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

（教習時間の基準の細目）

第二条 [同上]

「一〇十二 同上」

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

「十四・十五 同上」

（教習方法の基準の細目）

第三条 [同上]

一 [同上]

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習

2 [同上]

「一〇五 同上」

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第十号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

3 [同上]

「一〇五 同上」

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第五号から第八号までに掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。） 四 府令第三十三条第五項第一号又（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 【一・二 略】 三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習 四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習	五 府令第三十三条第五項第一号ル（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 【略】 二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習	六 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 【一・三 略】 四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習 五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習	七 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 【一・七 略】 八 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。）	七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。） 四 【同上】 【一・二 同上】 三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習 四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習	五 【同上】 【同上】 一 【同上】 二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習	六 【同上】 【一・三 同上】 四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習 五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習	七 【同上】 【同上】 【同上】 八 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習
---	---	---	---	---	---	---	---

九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。次号及び第十一号において同じ。） 十 普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習 十一 A T普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習 第四条 〔略〕 〔258 略〕 9 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号二に規定する複数教習の教習時間は、三時限（別表第四第六号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は二時限（別表第四第六号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め三時限）を超えないこと。 二 〔略〕 三 府令第三十三条第五項第一号又に規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 六 〔略〕	九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。次号及び第十一号において同じ。） 十 普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習 十一 A T普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習 第四条 〔同上〕 〔258 同上〕 9 〔同上〕 一 府令第三十三条第五項第一号二に規定する複数教習の教習時間は、四時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあっては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。 二 〔同上〕 三 府令第三十三条第五項第一号又に規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。 六 〔同上〕
10 〔略〕	10 〔同上〕

11 第九項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			12 第九項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第九項第一号			第九項第一号		
[略]			[略]		
それぞれ一時限又は二時限			それぞれ一時限又は二時限		
二時限			二時限		
[略]			[略]		
別表第二(第一条―第四条関係)			別表第二(第一条―第四条関係)		
〔一〕五 略			〔一〕五 同上		
六 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行			六 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行		
〔七〕九 略			〔七〕九 同上		
別表第四(第一条―第四条関係)			別表第四(第一条―第四条関係)		
一 [略]			一 [同上]		
二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行(次号から第九号までに掲げる事項を除く。)			二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行(次号から第十号までに掲げる事項を除く。)		
三 [略]			三 [同上]		
四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行(次号から第九号までに掲げる事項を除く。)			四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行(次号から第十号までに掲げる事項を除く。)		
[号を削る。]			五 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行		
五〇九 [略]			六〇十 [同上]		
[二号ずつ繰り上げる。]			[二号ずつ繰り上げる。]		
備考 表中の「」の記載は注記である。			備考 表中の「」の記載は注記である。		
第二條 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(令和六年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。			第二條 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(令和六年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。		
第二條の表を次のように改める。			第二條の表を次のように改める。		
改 正 後			改 正 前		
第一條 (教習の科目の基準の細目) 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。			第一條 (教習の科目の基準の細目) [同上]		
一 [略]			一 [同上]		

- 二 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

三 中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するAT中型免許（以下「AT中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

四 AT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

五 略

六 準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するAT準中型免許（以下「AT準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七 AT準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

八 略

九 普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

十 略

十一 略

十二 大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十三 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十四 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（AT中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十五 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 略

二 現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項
- 二 大型免許及び中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

「号を加える。」

三 同上

四 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

「号を加える。」

五 同上

六 普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

七 同上

「三号ずつ繰り下げる。」

十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項

十二 普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第九号までに掲げる事項

十三 AT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第九号までに掲げる事項

同上

一 同上

二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に A T 準中型免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

四 現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

五 現に A T 準中型免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する A T 中型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

六 〔略〕

七 現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

八 現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

九 現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十 現に A T 普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十一 現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する A T 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十二 現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する A T 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十三 〔略〕

十六 現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

十七 現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

十八 現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する A T 中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

十九 〔略〕

〔3・4 略〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

四 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

〔号を加える。〕

五 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

九 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十 〔同上〕

〔3・4 同上〕

(教習方法の基準の細目)

第三条 「15 略」

6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

三 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

五 ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第二第三号に掲げる事項

七 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

八 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

九 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

(教習方法の基準の細目)

第三条 「15 同上」

6 「同上」

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

二 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

十 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十一 ＡＴ準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第二第三号に掲げる事項に係る教習

十二 ＡＴ準中型免許に係る応用走行（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十三 ＡＴ準中型免許に係る応用走行（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十六 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

十九 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

二十 ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

二十一 ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

7

8 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習（別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

7

「同上」
「同上」

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

三 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

五 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

八 ＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者又は現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十一 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十二 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十三 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果があることができるものと認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。）

十四 ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十五 ＡＴ準中型免許に係る技能教習（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

〔号を加える。〕

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

〔号を加える。〕

五 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果があることができるものと認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十六 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習
十七・十八 〔略〕

十九 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第二十一号、第二十二号及び第二十四号において同じ。）

二十 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十二 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十三 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

二十四 A T 中型第二種免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十五 A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条 〔略〕

2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許	準中型免許
-------	--------------------	-------

〔号を加える。〕

六・七 〔同上〕

〔十一号ずつ繰り下げる。〕

八 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。）

九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。次号及び第十一号において同じ。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十 普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

〔号を加える。〕

十一 A T 普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条 〔同上〕

2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許
-------	-------------------------------	------------------

前項第六号		前項第七号	
行う教習		三時限	
		中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許
		者	者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者
教習にあつては、一時限		教習にあつては一時限	
減じた時限数		減じた時限数、現に A T 準中型免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号りに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

前項第七号		前項第七号	
中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		準中型免許又は普通第二種免許	

〔項を加える。〕

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号りに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4 第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、AT中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	AT準中型免許若しくはAT普通第二種免許又はAT普通免許
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	AT準中型免許又はAT普通第二種免許
前項	前項	次項

5 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	
第一項第六号	行う教習
第一項第七号	三時限 中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 教習にあつては、一時限 一時限に 減じた時限数
行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）
十一時限	普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。） 教習にあつては四時限 四時限に 減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT普通免許を受けている者（現

〔項を加える。〕

4 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	
第一項第六号	一時限
第一項第七号	三時限 中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者 教習にあつては、一時限 一時限に を減じた時限数
四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	七時限 普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。） 教習にあつては四時限 四時限に を減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数

第一項第二号	第一項第一号		第三項	前項	
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	四時限		第五項	
基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。 ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限	第五項		にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
6			前項		前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。
7			前項		第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、AT準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
5			前項		前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。
[項を加える。]			前項		
			次項		

前項	第三項			第一項第七号				第一項第六号	第一項第三号	
	前項	行うものとする	別表第一第二号	前項	減じた時限数	一時限に	教習にあつては、一時限	三時限 中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	一時限	別表第一第一号 行うこと
次項	と			第七項	減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	四時限に	教習にあつては四時限	七時限 AT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）	四時限（現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	別表第一第一号及び別表第二第一号 行うこと。ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと

8 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	
前項	第八項
略	

9 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	
前項	第九項
略	

10・11 略

12 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
前項第二号及び第四号	普通第二種免許
中型第二種免許又は普通第二種免許	
前項第五号	行う教習
中型第二種免許又は普通第二種免許	行う教習（別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第六号	三時限
中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許

6 同上

同上	
第三項	前項
同上	第六項

7 同上

同上	
第三項	前項
同上	第七項

8・9 同上

「二項ずつ繰り下げる。」

10 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	
前項第二号及び第四号から第六号まで	普通第二種免許
中型第二種免許又は普通第二種免許	
項を加える。	

13		第十一項の規定（第三号を除く。）は、A T 中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十一項第一号		中型第二種免許若しくは普通第二種免許	減じた時限数
第十一項第二号及び第四号から第六号まで		中型第二種免許又は普通第二種免許	減じた時限数、現に A T 普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数
14		第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十一項第一号		中型第二種免許又は普通第二種免許	減じた時限数、現に A T 普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数
第十一項第二号		A T 普通第二種免許	減じた時限数、現に A T 普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数
第十一項第三号		A T 普通第二種免許	減じた時限数、現に A T 普通第二種免許を受けている者（現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数
11		第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第九項第一号		同上	同上
第九項第二号		同上	同上

第十一項第六号	〔略〕	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
---------	-----	------------------	---

15| 第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	〔略〕
第十一項第二号	〔略〕
第十一項第六号	〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

第三条の表を次のように改める。

改	正	後
（教習の科目の基準の細目） 第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 一 〔略〕 〔号を削る。〕 二 大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 三 ＡＴ大型免許及びＡＴ中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 四 〔略〕 五 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 六・七 〔略〕		

第九項第六号	〔同上〕	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
--------	------	------------------	-----------------------------------

12| 第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	〔同上〕
第九項第二号	〔同上〕
第九項第六号	〔同上〕

改	正	前
（教習の科目の基準の細目） 第一条 〔同上〕 一 〔同上〕 二 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 三 中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 四 ＡＴ中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 五 〔同上〕 六 準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 七・八 〔同上〕 〔二号ずつ繰り上げる。〕		

八 普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
九 十三 略

十四 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項
十五 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あいち}への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

四 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

五 二十二 略

〔3・4 略〕

第三条 （教習方法の基準の細目）

第三条 〔155 略〕

6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
〔号を削る。〕

九 普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
十 十四 同上
十一 十四 同上
十二 一 号ずつ繰り上げる。〕

十五 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項
十六 同上
十七 同上

2 〔同上〕

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

二 十九 同上

三 三 号ずつ繰り下げる。〕

〔3・4 同上〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 〔155 同上〕

6 〔同上〕

一 大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

一 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）を、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

二 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）を、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）を、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

四 ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

五 二十 [略]

7 [略]

8 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

[号を削る。]

[号を削る。]

二 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

三 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

五 ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六 二十一 [同上]

[一号ずつ繰り上げる。]

7 [同上]

8 [同上]

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

一 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。）

四 大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

六 大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七、十 略

三 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

五 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

八 大型免許又はＡＴ中型免許に係る技能教習（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九、十二 同上

「二号ずつ繰り上げる。」

十一 準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二种免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一 一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車おんぎんしゃの危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認識することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげる）ができる）と認められるものに限る、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認識することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十四号において同じ。）

十二、十六
〔略〕

十七 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第十九号、第二十号及び第二十二号において同じ。）

十八 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の教習）一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

略

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

二五略

六 府令第三十三條第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行ふ教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、一時限を超えないこと。

七 府令第三十三條第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に

十三 準中型免許（Ａ・Ｔ準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認識することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげる）ができる）と認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認識することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。）

十四、十八
〔同上〕

十九 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第二十一号、第二十二号及び第二十四号において同じ。）

二十 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の^七一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一、二十五 【同上】

二十一 二十五
〔同上〕

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

二五 同上

六 府令第三十三條第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行ふ教習の教習時間は、一時間を超えないこと。

七 府令第三十三條第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

				2	
				に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）、AT普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。	2
				前項の規定は、AT大型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
				前項第一号 中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	
				前項第六号 教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	
				前項第七号 七時限	
				中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）、AT普通第二種免許又はAT普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者	AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許若しくはAT普通第二種免許
				あつては一時限	あつては、一時限
				時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く）を受けている者を除く。）	時限数

「項を加える。」

3					第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項第一号		T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数				
第一項第七号		中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許				準中型免許（AT準中型免許
かつ、AT中型第二種免許又はAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許		かつ、AT中型第二種免許又はAT準中型免許				かつ、AT準中型免許
現にAT中型第二種免許又は現に中型免許（AT中型免許を除く。）、		現に				現に
中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許		準中型免許（AT準中型免許を除く。）				準中型免許（AT準中型免許を除く。）

2					前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
前項第一号		[同上]				行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第六号		行う教習				
前項第七号		三時限				七時限
中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）				準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）
者		者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者				者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者
教習にあつては、一時限		教習にあつては一時限				
減じた時限数		減じた時限数、現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教				減じた時限数、現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教

4 Ⅱ 5 第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、A・T・中・型・免・許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定・中・同・表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 || 3
同 同
上 上

				【略】	6 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第四項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項第七号		七時限	別表第一第九号	【略】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		一時限	別表第一第九号		
		十一時限	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号	【略】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号		
		普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号	【略】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号		

				【同上】	5 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項第七号		三時限	行ふ教習	【同上】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		一時限	行ふ教習		
		十一時限	行ふ教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）	【同上】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	行ふ教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）		
		普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	行ふ教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）	【同上】	あつては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数
		普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）	行ふ教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）		

7	第四項	前項	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く）、中型第二種免許又は普通第二種免許	五時限	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）	二時限	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許	一時限	ＡＴ中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	四時限	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者
		第六項	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	八時限							

6	第三項	前項	減じた時限数	一時限に	
		第五項	減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	四時限に	

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（力タビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行つものとする。

6 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（力タビラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあっては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行つものとする。

8 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、A T 準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

第一項第六号		第一項第七号	
教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習	一時限	一時限
四時限（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）		中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者	A T 中型免許、A T 準中型免許、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）
四時限（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）		A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）	A T 普通第二種免許を受けている者
四時限		四時限	A T 普通第二種免許を受けている者
二時限			二時限
時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合に			時限数

7 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、A T 準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕

第一項第六号		第一項第七号	
一時限	四時限（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	三時限	七時限
中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）	教習にあつては、一時限	教習にあつては四時限
教習にあつては、一時限	四時限に	一時限に	減じた時限数
減じた時限数			減じた時限数、現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数

9		第四項	
[略]		前項	第八項
第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第四項の規定は、普通免許(AT普通免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		あつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数	
第一項第七号	七時限	[略]	
	時限数(現に中型免許(AT中型免許を除く)、準中型免許(AT準中型免許を除く)、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く)を受けている者及び現に普通免許(AT普通免許を除く)を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許(AT中型免許を除く)、準中型免許(AT準中型免許を除く)又は普通免許(AT普通免許を除く)を受けている者を除く)に対する教習にあつては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に普通免許		
[略]		[略]	
八時限		時限数	

8		第三項	
[同上]		前項	第七項
第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第三項の規定は、普通免許(AT普通免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		[同上]	
第一項第七号	三時限	[同上]	
	時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)		
[同上]		[同上]	
八時限		時限数	

10		第四項		第九項	
		前項	第九項		
第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）			
【略】		【略】			
第一項第七号		七時限	四時限		
		時限数（現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者			

9		第三項		第八項	
		前項	第八項		
第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		【同上】			
第一項第七号		三時限	四時限		
		時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）			

前項第六号		11・12 [略]	第四項		
			前項	[略]	を除く。に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数
前項第六号		13 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十項		
			前項	[略]	を減じた時限数
前項第六号		10・11 「二項ずつ繰り下げる。」	第三項		
			前項	[同上]	
前項第六号		12 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第九項		
			前項	[同上]	
前項第六号		[同上]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			
前項第六号		[略]			

[illegible]

備考	表中の「」の記載は注記である。			第十四条の表を次のように改める。		
	第十二項第一号	第十二項第二号	第十二項第六号	第十二項第一号	第十二項第二号	第十二項第六号
16			15			
第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第十二項第一号			第十一項第一号			
第十二項第二号			第十一項第二号			
第十二項第六号			第十一項第六号			
改			改			
正			正			
後			前			
第一条（教習の科目の基準の細目）			第一条（教習の科目の基準の細目）			
習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。			習（以下「同上」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。			
「一、十二 略」			「一、十二 同上」			
「号を削る。」			「号を加える。」			
十三 大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT大型第二種免許（以下「AT大型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）、中型第二種免許（同項第六号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第七号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項			十四 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項			
十四 AT大型第二種免許、AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（AT大型第二種免許及びAT中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項			十五 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（AT中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第九号までに掲げる事項			
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。			2 「同上」			
「一、十七 略」			「一、十七 同上」			
十八 現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項			十八 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項			
十九 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項			十九 「号を加える。」			
二十 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項			十九 「号を加える。」			
二十一、二十四 略			十九、二十二 「同上」			
「3・4 略」			「二、二 略」			
「3・4 略」			「二、二 略」			
「3・4 略」			「二、二 略」			

(教習方法の基準の細目)

第三条 「15 略」

6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「15十三 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

十四 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

十六 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十七 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十八 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

7 「略」

8 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「15十六 略」

「号を削る。」

(教習方法の基準の細目)

第三条 「15 同上」

6 「同上」

「15十三 同上」

十四 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十六 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十九 A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

二十 A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

7 「同上」

8 「同上」

「15十六 同上」

十七 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第十九号、第二十号及び第二十二号において同じ。）

〔号を削る。〕

十七 大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（第十九号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。次号及び第二十号において同じ。）

十八 大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号において同じ。）

二十 ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十一 ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条 「11 略」

十二 前条に規定するもののほか、大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔一〇四 略〕

五 府令第三十三条第五項第一号に規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

十八 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては当該教習の一部として行う鋭角コース通過等教習に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十一 中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

二十二 ＡＴ中型第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十三 ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許に係る技能教習（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習

第四条 「11 同上」

十二 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔一〇四 同上〕

五 府令第三十三条第五項第一号に規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を除く））に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を除く））に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

前項の規定は、AT大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号から第五号まで	中型第二種免許	AT中型第二種免許
	普通第二種免許	AT普通第二種免許
	七時限	三時限
前項第六号	現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受け、かつ、あつては一時限	現に
時限数、現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く）又は普通免許（AT普通免許を除く）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限		

六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

〔項を加える。〕

第十二項第六号			[項を削る。]	第十二項第一号 [略]	第十二項第二号、第四号及び第五号	第十四項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
中型第二種免許又は普通第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許	AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許				
普通第二種免許	AT普通第二種免許	普通第二種免許				

前項第六号			前項第五号	前項第二号及び第四号	前項第一号 [同上]	第十三項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
三時限	中型第二種免許又は普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許				
七時限	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許				

15				
第十二項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
[略]				
第十二項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許		
第十二項第五号	教習（別表第四第三号、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習		
第十二項第六号	中型第二種免許又は普通第二種免許 七時限	AT普通第二種免許 三時限	現に	
現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又は				

14				
第十二項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
[同上]				
第十二項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許		型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
[項を加える。]				
[項を加える。]				

15

第十二項第六号		第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
[同上]			
三時限	中型第二種免許又は普通第二種免許	七時限	大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
一時限		三時限	

17		第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十二項第六号	七時限	時限数（現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く）、中型免許（AT中型免許を除く）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	あつては一時限
	三時限		あつては、三時限
16		第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第一種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第十二項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数	
	時限数		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）